

第7回 玉村町農業委員会 議事録 (部会)

事務局長 : ただ今から、第7回玉村町農業委員会の農地部会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 : みなさん、お忙しい中お集まりいただきありがとうございます。
正月早々大きな災害があったが、農業被害もかなりの規模で出ていると聞いている。

事務局長 : ありがとうございました。それでは、農地部会長に進行をお願いいたします。

部会長 : それでは皆様、慎重なご審議をお願いいたします。
早速ですが議題に入りたいと思います。
議案各号について、事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1 令和5年12月19日受付

この申請は住宅建設のための贈与による一般住宅用地への農地転用です。

<番号1について説明>

次に、番号2、3 令和5年12月20日受付

この申請は現場事務所および露天駐車場として利用するための、賃貸借による一時転用の農地転用です。番号2、3は同じ借人となっており、隣接地で同目的のため、一括して説明いたします。

<番号2について説明>

以上で議案1号の説明を終了します。

部会長 : 現地確認に行く前に何か質問はありますか。

部会員 : 駐車場使用の際に水路上を通行することになるが、水路の保護に注意して使用していただきたい。

部会員 : 駐車場の北側は狭い町道で、地元集落があるため、作業関係者の出入りは南側からにしていただきたい。

事務局 : それらのことを農業委員会の意見として申請者に伝えます。

部会長 : 他にないでしょうか。それでは、現地確認をお願いいたします。

<現地確認に出発>

(現地確認後)

部会長 : 現地確認お疲れさまでした。

それでは、議案第1号 番号1についてご意見をお願いいたします。

(意見無し)

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、部会としては、許可相当といたします。

次に、番号2、3についてご意見をお願いいたします。

(意見無し)

この件に関しましては、周りの農地には影響が少ないため、部会としては、許可相当といたします。

部会長 : ご審議ありがとうございました。それでは、以上のことを委員会で報告させていただきます。これで部会を終了いたします。

第7回 玉村町農業委員会 議事録 (本会議)

事務局 : ただ今から、第7回玉村町農業委員会を開会いたします。
それでは、会長より挨拶をお願いいたします。

会 長 : 今年の米価格はあさひの夢が一俵 13,500 円、コシヒカリは 12,900 円。猛暑の気候で乳白が多かったことでコシヒカリの出来が悪く値が下がった。厳しい農業情勢であるが対応して乗り越えていきたい。

事務局 : ありがとうございました。それでは、会長が議長になりまして、議事の進行をお願いいたします。

議 長 : 本日の出席委員は8名ですので、総会は設立しております。
玉村町農業委員会会議規則第14条第1項の規定による議事録署名人ですが、今回は 5番 下田 委員 6番 新井宏美 委員 を指名します。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の関口主査を指名します。

議 長 : それでは、議事に入ります。
議案第1号について事務局より説明をお願いいたします。

事務局 : 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1 令和5年12月19日受付

この申請は住宅建設のための贈与による一般住宅用地への農地転用です。

<番号1について説明>

以上で番号1の説明を終了します。

議 長 : それでは、番号1について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、報告を部会長からお願いします。

部会長 : この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、部会としては許可相当と判断いたしました。

議 長 : これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号 1 について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号 1 は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

議長： 次の番号について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 次に、番号 2、3 令和 5 年 12 月 20 日受付
この申請は現場事務所および露天駐車場として利用するための、賃貸借による一時転用の農地転用です。番号 2、3 は同じ借人となっており、隣接地で同目的のため、一括して説明いたします。

<番号 2、3 について説明>

以上で番号 2、3 の説明を終了します。

議長： それでは、番号 2、3 について審議を行います。
この件に関しまして、部会で現地調査及び審議を行っておりますので、報告を部会長からお願いします。

部会長： この件に関しましては、周りの農地に影響が少ないので、部会としては**許可相当**と判断いたしました。

議長： これより質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(挙手無し)

よろしいでしょうか、無ければ採決いたします。番号 2、3 について、原案のとおり**許可相当**とすることに賛成の方は挙手願います。

全員賛成 ということで、番号 2 と 3 は原案のとおり**許可相当**と決定いたします。

議長： 続いて、報告事項に入ります。
報告事項について、事務局より説明をお願いします。

事務局： 報告事項第 1 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出書の受理状況について報告いたします。1 件受理しております。

<報告事項1について説明>

以上で報告事項第1号を終わります。

続きまして報告事項第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出書の受理状況について報告いたします。2件受理しております。

<報告事項2について説明>

以上で報告事項第2号を終わります。

議長：それでは、報告事項について質疑に入ります。ご意見、ご質問のある方は、挙手願います。

(挙手なし)

無いようですので、次第5の報告事項については、終了とします。

続いて、次第6 その他 に入ります。事務局より説明をお願いします。

事務局：〇ぐんま“いきいきファーマー”研修会について
群馬県農業会議より、研修会の案内がありました。ご興味のある方はご参加ください。申込みはぐんま電子申請受付システムをご利用ください。

議長：その他、委員の方から何かありますか。
なければ、以上で、本日の議題は全て終了いたしました。

事務局長：委員会を閉会といたします。お疲れ様でした。